



2024年6月12日

各 位

会社名 サムティホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 靖展
(東証プライム市場・コード187A)
問合せ先 経営企画部 IR室長 定塚 泉美
電話番号 03-5224-3139

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として新株式発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2024年7月12日
(2) 発行する株式の種類及び株式数	当社普通株式 92,400株
(3) 発行価額	1株につき2,490円
(4) 発行価額の総額	230,076,000円
(5) 割当予定先	当社の取締役 3名(※) 78,600株 当社の執行役員 2名 6,200株 当社子会社の執行役員 3名 7,600株 ※ 社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2024年6月3日を効力発生日とするサムティ株式会社による単独株式移転により設立されましたが、当社の設立時定款において、当社の成立の日から最初の当社の定時株主総会の終結の時までの当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）に対する報酬として、①当社の取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、その譲渡制限期間は当社の取締役又は当社の取締役会で定める地位を退任又は退職するまでの期間とすること、②譲渡制限付株式の付与は、取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法にて行うこと、③本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間300,000株以内とし、その金額は年額3億円以内とすること等が定められております。

また、当社は、当社及び当社の子会社であるサムティ株式会社（以下「当社子会社」といいます。）の執行役員に対しても、同様の譲渡制限付株式報酬を付与することといたしました。

その上で、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役3名、当社の執行役員2名、及び当社子会社の執行役員3名（以下「対象役員」といいます。）に対し、各対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計 230,076,000 円を付与し、それを現物出資させて当社の普通株式 92,400 株（以下「本割当株式」といいます。）を発行することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本新株発行に伴い、当社と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象役員は、2024年7月12日（払込期日）から当社又は当社子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の取締役又は執行役員のいずれも退任する日（ただし、当該退任の日が、2025年3月31日以前の日である場合には、2025年3月31日）までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象役員が、2024年6月3日から翌年の定時株主総会の日までの間（対象役員が当社子会社の執行役員である場合には、2024年2月27日から翌年に開催される当社子会社の定時株主総会の日までの間とし、以下「本役務提供期間」という。）、継続して、当社グループの取締役又は執行役員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が本役務提供期間において、死亡、任期満了、その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社グループの取締役又は執行役員のいずれも退任した場合、当該退任日の翌日をもって、2024年6月（対象役員が当社子会社の執行役員である場合には2024年3月）から当該退任日を含む月までの月数を10（対象役員が当社子会社の執行役員である場合には13）で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、2024年6月（対象役員が当社子会社の執行役員である場合には

2024年3月)から組織再編等承認日を含む月までの月数を10(対象役員が当社子会社の執行役員である場合には13)で除した数(ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。)に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2024年6月11日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,490円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上